

## 令和6年度 発注者支援業務等に関する説明会に関する質問・回答

NO.	質 問	回 答
1	令和5年度に総合評価の評価項目に追加された「従業員への賃上げの実施に関する評価」は引続き、評価項目となりますでしょうか。ご教示のほど、よろしくお願いいたします。	「従業員への賃上げの実施に関する評価」は引き続き、評価項目となります。評価内容については、変更ございませんので、令和5年度説明資料にてご確認の方よろしく願いたします。  (参考)下記URLのP.3～P.17を参照ください。 <a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000845834.pdf">https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000845834.pdf</a>
2	発注者支援業務積算基準(技術審査業務)について 資料—2のP9 2-2 技術審査業務 5) 積算歩掛りの施工能力評価型には、記載以外にも「マスキング」など他の作業がございます。 他の作業は当該業務の対象外と考えると良いかご教示ください。	ご質問の資料—2のP9 2-2 技術審査業務 5)につきましては公募型指名競争入札方式やフレームワークモデル工事の場合の積算の考え方について記載しております。 マスキングなど他の作業につきましても、本業務内容に含まれます。  つきましては、各業務の特記仕様書や数量総括表などの資料をご確認いただきますようお願いいたします。
3	資料-2「発注者支援業務・公物管理補助業務等の方針について」の4ページについて 業務分野別の評価基準表中のCPDの取得状況について、『各々協議会が発行するCPDの登録証明書等があり、推奨する単位を満たしている場合に評価』と記載がありますが、推奨する単位は各協議会・団体のガイドラインに準じれば宜しいでしょうか。 業務の公告資料(特記仕様書)等で一覧化する予定はございますか。	ご質問のとおり、CPDにおける推奨する単位は各協議会・団体のガイドラインに準じていただきますようお願いいたします。なお、公告資料等で一覧化する予定はございません。
4	資料-2「発注者支援業務・公物管理補助業務等の方針について」の6ページ 3)CPDの取得状況について CPD単位取得の証明で、『証明期間』等の認識に相違が無いよう以下の確認をお願いします。 「関東地方整備局 建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」(令和5年度版) 3-8ページに図示しているとおりと認識して宜しいでしょうか。	ご質問のとおり、CPD単位取得の証明期間につきましては、「関東地方整備局 建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」(令和5年度版) 3-8ページに図示しているとおりです。  (参考)運用ガイドライン 3-8ページ参照ください。 <a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000862197.pdf">https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000862197.pdf</a>